



証券コード 8032
2020年6月29日

株主の皆様へ

東京都中央区勝どき三丁目12番1号
フォアフロントタワー

日本紙パルプ商事株式会社

代表取締役社長 渡辺 昭彦

第158回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第158回定時株主総会におきましては、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
期末配当金は、1株につき金55円に決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
第7条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第8条～第43条(条文省略)	第7条～第42条(現行どおり)
第44条(剰余金の配当) 当社の剰余金は、株主総会の決議により配当する。 (新設)	(削除)
第45条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設)	第43条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第44条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
第46条(中間配当) 当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
第47条(条文省略)	3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除)
	第45条(現行どおり)

第3号議案

取締役6名選任の件

本件は、原案どおり渡辺昭彦、勝田千尋、宮崎友幸、櫻井和彦、増田格及び竹内純子の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、増田格及び竹内純子の両氏は社外取締役であります。

第4号議案

監査役2名選任の件

本件は、原案どおり上坂理恵及び樋口尚文の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、樋口尚文氏は社外監査役であります。

以上

なお、本株主総会終了後に開催されました取締役会において、代表取締役社長に渡辺昭彦、代表取締役に勝田千尋の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、本株主総会終了後に開催されました監査役会において、常勤監査役に上坂理恵氏が選定され、就任いたしました。